

10月は「土地月間」です。

- 国土交通省では、毎年10月を「土地月間」と定め、地方公共団体や土地関係団体等とも連携し、全国で『土地』に関連するテーマの講演会や無料相談会などを集中的に実施します。

土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適正な土地の利用及び管理並びに取引を行うことなどが設けられています。

国土交通省では、国民の皆様が、今一度、身近な土地について考え、土地の制度に関する理解を深めていただけるきっかけとなるよう、10月を「土地月間」と定め、広報活動等を展開していきます。

<国土交通省 HP リンク先>

[土地月間・土地の日 - 国土交通省](#)

用地部 用地企画課 建設専門官 加藤 晶一
用地企画課 建設専門官 山下 貴博
TEL 052(953)8105

10月は土地月間

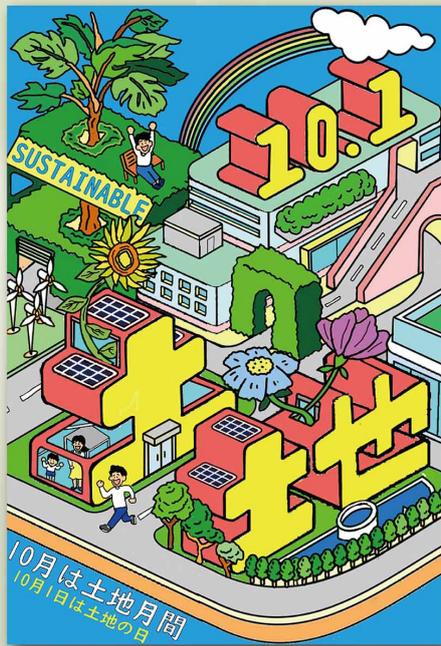
10月1日は「土地の日」です

土地は 私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり 貴重な資源です
 土地基本法においても 土地所有者の責務として 適正な土地の利用及び管理並びに取引を行うことなどが設けられています
 国土交通省では 国民の皆様が 今一度 身近な土地について考え 土地の制度に関する
 理解を深めていただけるきっかけとなるよう 10月を「土地月間」と定め 広報活動等を展開しています



優秀賞

ポスター
作者/浅井 結さん【愛知県】



大賞

絵手紙
作者/大村 泰史さん【兵庫県】

こども特別賞

ポスター
作者/縄 乃々香さん (小学5年生)【北海道】



令和6年「土地月間」作品コンテスト ポスター・絵手紙部門受賞作品



地籍の匠特別賞

(一般社団法人 日本国土調査測量協会)
ポスター 作者/山内 久さん【青森県】



令和6年「土地月間」作品コンテスト エッセイ部門受賞作品

大賞 佐々木 智香さん (小学5年生)【青森県】
「耕作放棄地の活用法」

優秀賞 高浜 奏生さん (中学3年生)【兵庫県】
「生まれ変わった空き地」

こども特別賞 水入 東子さん (小学6年生)【広島県】
「俊じいの妻札」

国土交通省ホームページ



※エッセイ部門の受賞作品は国土交通省ホームページでご覧いただけます。



お済みですか?
相続登記が義務化
されました

登記申請は
お早めに!

詳しい内容は、こちら
法務省ホームページ

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



とちーたの紹介

国土交通省では、適正な土地の利用・管理が所有者等の責務となっていることを踏まえ、その重要性を広く皆様に周知し、理解を促進する観点から土地政策のイメージキャラクターを作成しました。

名前:とちーた
名前の由来:土地+チーター
性格:がんばり屋さん
特技:草「狩り」
特徴:管理されていない土地を駆け回り管理する。

キャラクターポーズ



国土交通省ホームページ



このほかに10月を「住生活月間」と定め、住生活に関わる情報も提供しています。

10月は住生活月間

主催:国土交通省・地方公共団体・住生活月間実行委員会

主催:国土交通省 協力:法務省 地方公共団体 土地関係団体

土地関係団体(公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会/公益社団法人 全国国土調査協会/公益財団法人 不動産流通推進センター
 一般社団法人 日本国土調査測量協会 / 一般社団法人 建設広報協会 / 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会
 一般財団法人 土地総合研究所 / 一般財団法人 都市農地活用支援センター / 一般財団法人 日本不動産研究所
 一般財団法人 土地情報センター / 一般財団法人 都市みらい推進機構 / 一般財団法人 不動産適正取引推進機構)

令和6年「土地月間」実施要綱

1. 目 的

土地基本法においては、土地についての基本理念や施策の基本となる事項等が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務として、広報活動等を通じて土地についての基本理念に関し、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとしている（第7条第3項）。

本月間は、公共の福祉の優先等土地についての基本理念に関し広く国民の理解を深めるとともに、土地関係施策について広報活動を行うことにより、土地について国民の理解と関心を高め、土地関係施策のより実効ある推進に資することを目的とする。

2. 実施期間

自 令和6年10月 1日（火）

至 令和6年10月31日（木）

（初日である10月1日を「土地の日」とする。）

3. 主 催

国土交通省

4. 協 力

法務省、地方公共団体、土地関係団体

5. 実施要領

（1）趣 旨

本実施要領は、国における「土地月間」の実施内容の基本事項を定めるとともに、地方公共団体、関係団体等に対する要請の基本事項を定めることにより、国、地方公共団体等が行う一体的かつ総合的な広報活動を確保し、これにより本月間の趣旨の効果的な実現を図るものである。

（2）実施内容の基本事項

土地についての基本理念、土地問題の現状と課題、土地政策に関する制度等について次の方法による広報活動等を展開する。

○国における実施事項

ア 広報活動

- ① 記者発表、ポスター、啓発冊子等の広報資料の作成、掲示、配布
- ② 多様な広報媒体（メールマガジン、ソーシャルメディア等）を活用した情報発信
- ③ 「土地月間」作品コンテストの実施

イ 地方公共団体、関係団体等が実施する広報活動等に対する後援、相談、資料提供等の協力

ウ その他

○地方公共団体に対する実施要請事項

ア 国、関係団体等が実施する広報活動等への協力・支援

イ 各地方公共団体独自の広報活動等の実施

- ① 広報誌への関連記事の掲載、パンフレット等の作成、配布及び講演会、相談会等の開催
- ② 多様な広報媒体（メールマガジン、ソーシャルメディア等）を活用した情報発信

ウ その他

○関係団体に対する実施要請事項

ア 国、地方公共団体等が実施する広報活動等への協力

イ 広報活動

- ① ポスター及びパンフレット等の作成、掲示、配布等
- ② 広報誌への関連記事の掲載
- ③ 多様な広報媒体（メールマガジン、ソーシャルメディア等）を活用した情報発信
- ④ その他

ウ 無料相談会、講演会、セミナー、フォーラム、フェア等の開催

エ ウェブサイト等による土地情報の提供の実施

オ その他

(3) 実施上の統一事項

本月間に関連する広報活動等については、「土地月間」の名称を用いることにより、その統一性を確保するものとする。